

申請にあたっての留意事項

次の事項に留意し、申請してください。

1 助成上限額について

「文化活動助成事業実施要綱」では助成限度額30万円となっていますが、審査の結果によっては、申請額どおりの額が交付されない場合もありますので、ご注意ください。

2 対象事業の要件について

- 助成事業の目的及び実施方法が適当であって、その効果が十分に期待できるもの
例えば、次の場合等については助成の対象になりません。
 - ① 展覧会、展示会等で、作品の販売を伴う場合
 - ② 寄付行為等を行う場合（チャリティー販売等）
- 特定団体の宣伝、または営利を目的とするものではないこと
例えば、塾、教室等企業活動の成果発表や、特定の流派に片寄った成果発表会については、助成対象事業とはなりません。

3 対象外経費について

助成金をより有効に利用していただくため、対象とならない経費を定めています。

- ① 消耗品的なもの（踊りの浴衣、ハッピーなど）
- ② 単価1万円以下のもの（消耗品とみなすため）
- ③ 練習にかかる経費（ただし、ゲネプロ《通し総稽古》にかかる経費は対象経費） 等

4 添付書類について

規約、役員・会員名簿など基本的な書類が提出されないものや、事業内容が不明瞭な申請が多く見受けられます。

<参考> 過去の申請で不明な例

- ① 伝統芸能についての説明がない。活動実績も記載されていない。
- ② 企画書がなく内容が不明で、予算書と付き合わせることができない。
- ③ 講師や招へい回数、指導内容などを記載した計画書がない。

5 その他

- 書類審査だけではなく、電話等による聞き取りを行わせていただく場合があります。
- 他団体に助成申請している場合は、「様式第1号 - 添付① 事業実施計画書」の「その他」の欄に、申請先・申請額・決定時期等を必ずご記入ください。